

保存用資料

「公正証書」の活用事例（遺言編）

民法は、法定相続人のうち、兄弟姉妹を除いた配偶者、子供、父母等の直系卑属（ちよっけいひぞく）に対しては、法定相続分の半分（配偶者・子供）ないしは3分の1（父母等）を限度として、財産の全部を遺言によって取得したものに対して請求できることになっています。（遺留分の請求）

遺留分請求者（遺留分権者）は、一年以内に遺言によって余分の財産を取得した人に対して遺留分に権利を主張することができます。（遺留分滅殺の請求）

遺言者は、この遺留分を考慮して、各配分割合を決めることが重要です。

遺言の必要事例

個人事業主が自分の手腕により築き上げてきた資産を、子供（後継者）につがせるには遺言が必要です。相続人が法定相続の割合で資産（遺産）を相続すると、集中していた個人資産が分散され事業が立ち行かなくなる可能性があります。農業の経営（農地の分散）も同じ様なことがいえます。

今日まで同居の長男の嫁がなに一つ文句も言わずに献身的に仕え、面倒を見てくれても義理の親の遺産は、息子の嫁はもらえません。日頃寄り付かない息子の兄弟姉妹は親の遺産を相続する権利を持っています。先に息子をなくした場合は特に、将来の生活のために、遺言で嫁のために遺産を残しておく必要があります。

夫婦間に子供がいない場合は、夫の死亡により、妻はその3/4、夫の兄弟姉妹が1/4を相続します。そこで、夫が妻（配偶者）に全財産を与える趣旨の遺言をしておく、夫の兄弟姉妹には遺留分は認められおりませんので、残された財産は全て妻のものになります。

再婚して先妻の子がいる場合。先妻の子供（継子：けいし）には相続権がありません。血のつながった子供に財産を残すには遺言が必要です。また、後妻と先妻の子供が同居している場合は、遺産分割の過程で争いが起きる可能性があります。

妻が内縁関係にある場合。社会的には妻と認めておりながら、いろいろな事情で妻として入籍の届出をしていない事実上の妻を内縁の妻といいます。内縁の妻には、夫の遺産を相続する権利は有ません。子供がいないとすると、遺産は親又は、兄弟姉妹が相続することになります。

遺産分割が困難な場合。遺産の中には分割困難な不動産がある場合や、相続人で、分割協議が容易でない場合には、争いを避けるため遺言により分割を定めておくことが必要です。

相続人がいない場合。遺産は国庫に帰属します。お世話になった人や、親しい人、寺院、社会福祉団体、学校など遺言により、遺贈、寄付することができます。

編集後記

新型インフルエンザが世界中に広まっています。外出後の手洗い、マスクの着用、流行地への渡航、人ごみや繁華街への外出を控えるなどの予防対策が重要です。

（Agora 通信 Vol.13）